平成２２年（フ）第２３１号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　23棟408号
債務者　市原　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３９号
千葉県柏市つくしが丘３丁目８番10号
債務者　佐藤さおり
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４２号
千葉県四街道市栗山1074番地24
債務者　高橋　信之
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４３号
千葉県四街道市千代田３丁目19番７号
債務者　諏訪　智一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０１号
新潟市東区逢谷内１丁目４番27号　ロングアイランド202
債務者　若井　侑太（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２８号
新潟市秋葉区金津661番地
債務者　渡邊　晃一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３２号
新潟市秋葉区新津本町３丁目18番14号　和美荘６号
債務者　川内由利子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３５号
静岡県浜松市南区都盛町９番地の１　フィオーレ101
債務者　山田　早苗
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
静岡県浜松市西区桜台３丁目３番21号
債務者　阿部　　圭
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪808番地　第３吹上団地Ａ棟406号
債務者　品川千津子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目34番22―501号　市営住宅高丘団地Ｃ２
債務者　森　ちえみ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目31番17号　竹内マンションＤ号
債務者　服部　年男
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
栃木県宇都宮市松風台1200番地272
債務者　月井美恵子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０３号
栃木県宇都宮市鶴田町955番地４　恵ハイツ201号、前住所栃木県宇都宮市石那田町1463番地４
債務者　小野　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０４号
栃木県宇都宮市鶴田町2571番地１　エクセランＢ205号、前住所栃木県鹿沼市松原４丁目116番地
債務者　菊池　忠史
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０７号
栃木県宇都宮市西川田町1057番地58
債務者　皆川美智子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係